

議案第七十七号

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十二日

提出者 港区長 武井雅昭

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年港区条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「認めるもの」を「認める者」に改め、同項第二号中「法第三十四条の二十第一項第四号」を「第三十四条の二十第一項第三号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の一部改正により、養育里親及び養子縁組里親の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除されたことに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。